

# ○建設コンサルタント等業務の請負契約に係る指名基準の

## 運用基準について

平成7年3月31日 港管第865号

最終改正 平成9年10月23日 港管第2366号

港湾局長から各港湾建設局長あて

港湾建設局の所掌する建設コンサルタント等業務の請負契約に関し、指名競争に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）は、「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日港管第3722号）第18条に定められているところであるが、当該指名基準についてより具体化・明確化を図る観点から、「契約業者取扱要領」第18条の運用基準を下記のとおり定めたので、当該指名基準の運用にあたって十分留意されたい。

### 記

港湾建設局所掌の建設コンサルタント等業務の契約に係る指名基準の運用について

1. 「契約の履行成績が良好で誠実に履行すると認められる者」は、表－1の判断項目各々について留意すること。
2. 「指名基準」の各号については、表－2に留意すること。

表－1

判断項目	留意事項
1 業務成績	(1) 業務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること (2) 表彰状又は感謝状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は十分尊重すること
2 安全管理の状況	(1) 港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと (2) 港湾建設局発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは指名しないこと (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること
3 不誠実な行為の有無	(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと (2) 港湾建設局発注建設コンサルタント等業務に係る契約に関し、当

	<p>該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められるときは指名しないこと</p> <p>(3) 警察当局から港湾建設局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント等業務からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは指名しないこと</p>
4 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する建設省からの通報が港湾建設局長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと</p> <p>(2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等特に優良である場合は十分尊重すること</p>
5 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないことなお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと</p>
6 専門技術者の状況	<p>当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること</p>

表-2

指名基準	留意事項
1 当該業務に相当の経験を有し、かつ、業務成績が良好な者	<p>当該契約の履行にあたり下記事項等に配慮し、同種の契約において相当な経験を有していることを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること</p> <p>(2) 当該業務の遂行に必要な設計等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること</p> <p>(3) 気象、海象、地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること</p> <p>(4) 当該業務と同種又は類似業務の業務成績等が優良であること</p>
2 地理的条件に恵まれている者	<p>当該地域での業務実績等からみて、当該地域における業務の遂行特性に精通し、業務内容に応じて当該業務を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること</p>
3 経営規模、取引先、その他により当該契約の履行が確実な者	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実等の経営状況等からみて、当該業務を確実に履行できるかどうか総合的に勘案すること</p>

4 特殊技術及び特殊施設等を必要とする場合に、それらを保有する者	(1) 当該業務の遂行に必要な特殊な技術の開発実績、遂行実績等総合的に勘案すること (2) 当該業務の遂行に必要な特殊施設等についての保有状況を総合的に勘案すること
----------------------------------	---